

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

出会い系サイトやマッチングアプリを きっかけとした投資詐欺に注意！

【事例】

マッチングアプリで知り合った相手から、暗号資産（仮想通貨）の売買で資産を増やせると誘われ、海外の取引サイトに登録し口座を開設した。その後、利益が出た分を出金するのに手数料が必要と言われ支払ったのに、出金できない。

【注意点】

- ▼出会い系サイトやマッチングアプリで知り合った住所も名前もわからない人は、簡単に信用せず、個人情報を提供しない
- ▼楽しんで稼げるなどの甘い言葉に安易に反応しない
- ▼取引内容やリスクについて理解できなければ契約しない

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝8月3日◎13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎28-9110）
※8月2日◎15:30までに予約してください